

### Ⅲ 計 画 事 項

### Ⅲ 計 画 事 項

#### 第 1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林は、森林計画図\*において表示する区域内の民有林とし、市町村別の面積は次のとおりである。

なお、この区域内の森林は、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項に基づく開発行為の許可(保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)、森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出等(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)の対象となる。

(単位 面積 : ha)

区 分	森林面積	前計画第四次変更の面積	比較増減	
計 画 区 総 数	107,534.15	107,590.97	△ 56.82	
大河原地方振興事務所管内	白 石 市	15,109.96	15,108.55	1.41
	角 田 市	5,530.10	5,530.10	-
	蔵 王 町	5,185.31	5,185.21	0.10
	七ヶ宿町	8,714.79	8,714.98	△ 0.19
	大河原町	701.97	702.12	△ 0.15
	村 田 町	3,746.68	3,747.13	△ 0.45
	柴 田 町	1,848.75	1,850.28	△ 1.53
	川 崎 町	12,529.58	12,530.11	△ 0.53
	丸 森 町	16,694.13	16,707.55	△ 13.42
	計	70,061.27	70,076.03	△ 14.76
仙台地方振興事務所管内	仙 台 市	25,432.04	25,435.01	△ 2.97
	青 葉 区	10,815.48	10,816.87	△ 1.39
	宮 城 野 区	322.36	322.56	△ 0.20
	若 林 区	109.18	109.18	-
	太 白 区	8,270.71	8,271.11	△ 0.40
	泉 区	5,914.31	5,915.29	△ 0.98
	塩 竈 市	228.04	228.04	-
	名 取 市	2,645.07	2,647.65	△ 2.58
	多 賀 城 市	32.51	32.51	-
	岩 沼 市	1,245.94	1,248.25	△ 2.31
	亘 理 町	1,024.41	1,025.25	△ 0.84
	山 元 町	1,978.74	1,988.99	△ 10.25
	松 島 町	2,603.83	2,605.08	△ 1.25
	七ヶ浜町	179.77	179.77	-
	利 府 町	2,102.53	2,124.39	△ 21.86
計	37,472.88	37,514.94	△ 42.06	

\* 森林計画図 : 5,000分の1の地形図に、森林所有者、樹種、林齢ごとの区画線を入れた図面。

(注) 森林計画図は、宮城県林業振興課ホームページにて公開しているほか、宮城県庁林業振興課及び大河原・仙台的各地方振興事務所に配備している。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能を発揮する上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

#### 森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	林木の樹冠 <sup>*1</sup> 及び根系の発達が良好で、団粒構造 <sup>*2</sup> がよく発達し、かつ、粗孔隙 <sup>*3</sup> に富む森林土壌を有し、成長のおう盛な下層植生がほどよく発達した森林であって、必要に応じて浸透を促進する治山施設等が整備されている森林
山地災害防止機能， 土壌保全機能	根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど風，飛砂，騒音等を遮蔽(しゃへい)する能力が高く、諸害に対する抵抗性が高い樹種又は葉量の多い樹種によって構成されている森林
保健・レクリエーション機能	多様な樹種からなり、かつ、林木が適度な間隔で配置されている森林、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、多様な樹種及び林相からなり、明暗・色調に変化を有する森林、郷土樹種を中心として安定した林相を形成している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	街並み，史跡，名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系，希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林、学術的に貴重な生物が生息している森林
木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壌を有し、適正な密度を保ち、二酸化炭素の固定能力が高く、団地的なまとまりがあって形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であって、林道等の林業生産基盤が適切に整備され、持続的な森林生産が安定的かつ効率的に実施することができる森林

\*1 樹冠：立木の枝と葉の集まり

\*2 団粒構造：適潤から湿性な森林土壌の表層部分で比較的柔らかかで丸みのあるパンくず状を呈し、有機物に富み、通気性・透水性に優れた土壌

\*3 粗孔隙：土壌の中の比較的粗い隙間（水分・養分・酸素等を含み、根系の健全な発達を促す）

## (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の方針を次のとおりとする。

### 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図ることとする。また、水源涵養の機能が十分発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能、土壌保全機能	山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれのある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備を図るべき森林	災害に強い地盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進することとする。また、土砂流出防備機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、必要に応じて谷止や土留等の治山施設を整備する。
快適環境形成機能	地域住民の日常生活に密接な関わりをもつ里山等であって、騒音や粉塵、風害や潮害等を防止する効果が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風・騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。また、環境保全のための保安林の指定やその適切な管理、海岸林の保全を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、保健・教育的利用等に適した森林	地域住民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や地域のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林	潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林は、生物多様性の維持増進を図る森林として保全することとする。なお、全ての森林は生物多様性の保全に寄与しており、基本的に地域の森林が様々な生育段階や樹種から構成されバランスよく配置されることを目指すこととする。
木材等生産機能	林木の生育に適し、効率的な森林施業が可能な森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することとする。また、施業の集団化・機械化に配慮し、効率的に森林整備を推進することとする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間（計画期末：令和12年度末）において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおりとする。

単位 面積:ha 蓄積:千m3

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	48,554	48,485
	育成複層林	233	273
	天然生林	55,072	55,758
森林蓄積		22,350	23,107

注1 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹幹層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林

2 育成複層林

森林を構成する林木を択抜等により伐採し、複数の樹幹層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林

3 天然生林

主として、天然力を活用することにより成立させ維持される森林

## 2 その他必要な事項

森林の整備及び保全の推進に当たっては、国、県及び市町村が十分な連携を取りながら、森林の各機能が高度に発揮されるよう、一体的な森林の整備及び保全に努めるものとする。

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るために、自然条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案しながら、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、人工林の主伐は樹種ごとの生産目標に対応する直径（胸高直径）に達した時期に行うものとし、スギ（中仕立）の主伐時期の目安は下表のとおりとする。

なお、天然林の伐採は、天然更新が確実な林分又は人工造林によって森林生産力の増大が相当程度期待される森林について実施する。

主伐時期の目安

樹種	生産目標	胸高直径 (cm)	主伐時期の目安 (年)
スギ	一般小径材	23	35
	一般中径材	28	50
	大径材	34	70

##### (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量\*が最大となる林齢を基準として市町村森林整備計画において定められるものであるが、本計画区における指針は下表のとおりである。

なお、標準伐期齢は、その林齢に達した森林の伐採を義務づけるものではない。

標準伐期齢の指針

(単位：年)

樹種						
スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
35	40	35	30	40	10	20

##### (3) その他必要な事項

伐採に当たっては、林地の保全や景観の保全及び気象害の防止のほか、原始的な森林生態系や希少な生物の保全に配慮して伐採跡地の連続を回避するとともに、必要に応じて保護樹帯を設置し、適確な更新を確保する。

\* 平均成長量：ある林齢において、その年まで成長した量の合計を林齢で割った数値

## 2 造林に関する事項

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、次のような指針のもとに、市町村森林整備計画において規範を定めることとする。

#### イ 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、適地適木に配慮しながら自然条件や造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して選定するものであり、選択の規範は市町村森林整備計画において定められるが、人工造林の対象樹種を定めるに当たっては、地域の自然条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるとともに、多様な森林の整備及び保全を図る観点から、そのような考え方に当てはまる範囲内で、広葉樹等の郷土樹種を含め幅広い樹種の選定が行われるよう留意するものとする。

なお、標準的な樹種を例示すれば、スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギ、ミズキ及びケヤキ等を主体とする。また、苗木を選定する際は少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の導入を促進するものとする。

#### ロ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図るための造林の標準的な方法については、造林を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、この場合、地域の自然条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を定めるものとするほか、多様な森林の整備及び保全を図る観点から、そのような範囲内において多様な施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数の定めが行われるよう留意するとともに、コンテナ苗の活用や伐採から再造林までの一貫作業システム等の導入による、造林の低コスト化に努めるものとする。

なお、主な項目の基準は次のとおりである。

#### (イ) 植栽本数

植栽本数は、主要樹種について既往の植栽本数を勘案して生産目標別に下表を基準とする。

#### 植栽本数の基準

樹種	生産目標	1ヘクタール当たりの植栽本数	備考
スギ	一般材	3,000本	低コスト造林のため、活着率の高い植栽法又は初期成長が期待できる植栽法（コンテナ苗、大苗等）による場合は、1ヘクタール当たり1,000本～2,000本とすることも可とする。ただし、地形・地質や土壌条件、地域の気象条件等を十分勘案し、成林が見込まれる場合にのみ実施するものとする。
ヒノキ	一般材	3,000本	
アカマツ	一般材	4,000本	

#### (ロ) 人工造林の標準的な方法

人工造林に当たっては、伐採木の枝葉等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮する。また、樹種の選定に当たっては、適地適木に配慮するとともに、適期に植え付けを行う。

#### ハ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

伐採跡地の人工造林をすべき期間の規範は、市町村森林整備計画で定められるが、林地の荒廃防止及び森林の有する多面的機能の中でも二酸化炭素吸収源としての機能を発揮するために森林の早期回復に留意する必要がある。植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、2年を経過する日までに更新するものとし、そのうち、択伐\*1により伐採を行った場合は、森林の有する機能への影響が比較的小さいことから、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年を経過する日までに更新を行うものとする。

そのほかの森林は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年を経過する日までに植栽又は天然更新が図られていない場合、天然更新完了基準の5年生における期待成立本数の30%以上の本数となるよう植栽することとする。

#### (2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととし、次のような指針のもとに、市町村森林整備計画において天然更新の方法について規範を定めることとする。

##### イ 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、適地適木に配慮しながら自然条件や周辺の環境等を勘案して選定するものであり、その規範は市町村森林整備計画において定められるが、天然更新の対象樹種を定めるに当たっては、地域の自然条件とともに施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。

なお、標準的な樹種を例示すれば、コナラ、クリ及びサクラ等を主体とする。

##### ロ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新における期待成立本数、更新すべき本数、更新補助作業の方法、更新調査の方法は、(附)参考資料6(1)の天然更新完了基準で定める。

なお、ぼう芽更新については、ぼう芽\*2の優劣が明らかとなる3年目ごろ(伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、3年を経過する前後)に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たり3～5本仕立てを目安として整理を行う。

人工林を伐採したあとの更新のうち、植栽によらない更新を図るものは、更新予定地及びその周囲に種子を供給する母樹がある場合とし、天然下種による速やかな更新を図るため、更新予定地の適切な環境整備を行うものとする。

---

\*1 択伐：伐期に達した林分を伐採する方法の一つ。持続的に次の世代の樹木を育成させることを考慮しながら、収入の期待できるものや成長が衰えはじめたものなどを単木的に選んで伐採すること。

\*2 ぼう芽(萌芽)：主に広葉樹を伐採した後、その切り株又は地際部から出る芽。コナラやクヌギなどはぼう芽力が強いので、通常は植栽ではなくぼう芽による更新を行っている。



#### ハ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年を経過する日までとする。更新状況について天然更新完了基準に基づく調査を行い、更新が完了していない場合は、植栽又は追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図るものとする。

#### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等を鑑みて、確実な天然更新が期待されない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として市町村森林整備計画において個々にその森林を特定する。

#### (4) その他必要な事項

主に木材等生産機能を発揮させる森林においては、持続的・安定的な木材等生産を図るため、伐採後は人工造林又は天然更新により、ほぼ一定の材積を確保するよう留意するものとする。

### 3 間伐及び保育に関する基本的事項

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、間伐を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、間伐率においては、材積に係る伐採率が35%以下であり、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においての森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。

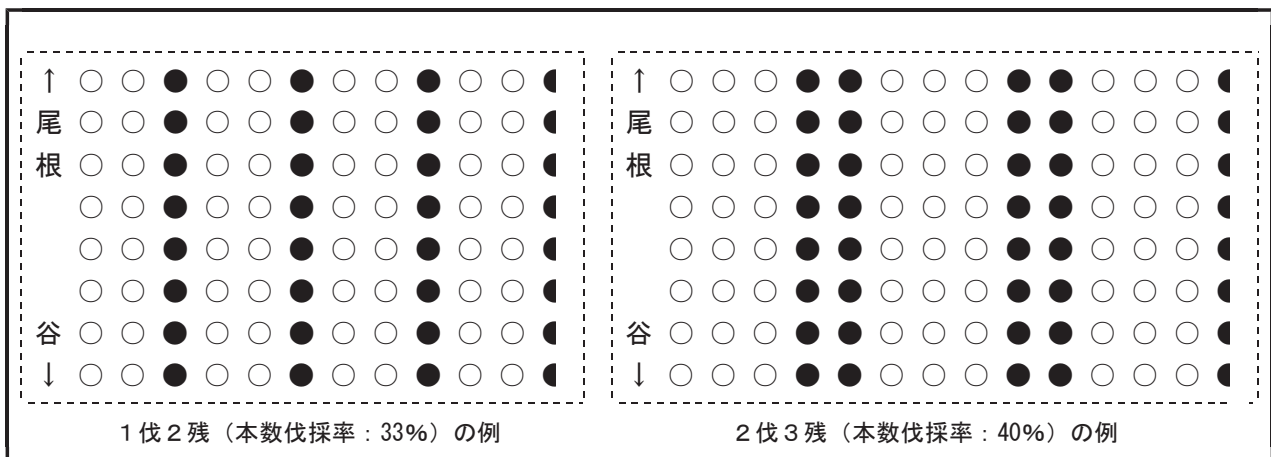
立木の成長の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るための標準的な間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法は下表のとおりである。

間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐の時期(年) 【本数伐採率】					間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	・植栽本数 3,000本 ・生産目標 一般材	15年 【26%】	20年 【28%】	25年 【26%】	※ 35年 【27%】	※ 50年 【30%】	① 生産目標、生産力及び気象条件等を考慮するとともに、林分密度管理図 <sup>*1</sup> 及び林分収穫表 <sup>*2</sup> 等によって、適正な本数及び材積になるよう実施すること。 ② 具体的な作業については、「間伐のすすめ」（昭和54年3月・宮城県林政課）及び「長伐期施業の手引」（平成6年4月・宮城県林政課）等を参考にすること。
	・植栽本数 4,500本 ・生産目標 良質柱材	10年 【14%】	16年 【20%】	21年 【25%】	30年 【22%】	※ 40年 【29%】	
ヒノキ	・植栽本数 3,000本 ・生産目標 一般材	18年 【29%】	23年 【29%】	30年 【28%】	※ 42年 【29%】	※ 65年 【28%】	
アカマツ	・植栽本数 4,000本 ・生産目標 一般材	20年 【25%】	30年 【17%】	※ 40年 【20%】	—	—	

(注) ※：標準伐期齢を超える生産目標の施業を実施する場合の間伐時期

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した伐採等効率的な施業の実施を図るとともに、上記の標準的な方法による間伐回数の実施が困難な場合は、次のような列状間伐の導入により伐採率の高い間伐を実施する。



列状間伐の模式図（例）（●：伐採木，○：保残木）

\*1 林分密度管理図：林木の本数と材積との定量的関係など森林の密度の法則を1つの図にまとめたもので、収穫量の予想や間伐の指針に利用される。

\*2 林分収穫表：樹種別、地位（林地の生産力を表す指数）別に、林齢ごとの直径、樹高、本数、材積などを示した表で、収穫量の予測等に使用する。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、森林の保育作業を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、立木の成長の促進及び林分の健全化を図るために実施する標準的な保育（下刈り、除伐\*・つる切り、枝打ち）の時期、回数、作業方法は下表のとおりである。

下刈りの標準的な実施年齢

樹種	実施年齢															備考
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
スギ	○	◎	◎	○	○	○										○：1回刈り ◎：2回刈り
ヒノキ	○	◎	◎	○	○	○										
アカマツ	○	◎	○	○	○											

除伐・つる切りの標準的な実施年齢

樹種	実施年齢															備考
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
スギ				○				○								
ヒノキ			○				○									
アカマツ					○				○							

枝打ちの標準的な実施年齢

樹種	実施年齢															備考
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
スギ					○					○					○	
ヒノキ		○				○				○				○		

(3) その他必要な事項

主に木材等生産機能を発揮させる森林においては、効率的な間伐を実施するため、施業箇所の集約化を図り、高性能林業機械等を活用した作業システムの導入を推進するものとする。

\* 除伐：下刈りが完了した後で侵入してきた目的外の樹木や成長の見込みのない造林木を伐り抜くこと。

## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林に、公益的機能別施業森林と木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を設けることとする。

### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

#### イ 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林等の区域は市町村森林整備計画において設定されるが、区域の設定に当たっては、保安林などの法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう）及び本書Ⅲ第2の1の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を参考にし、森林の構成・森林の有する機能・林道の整備状況・社会的要請等を勘案し、設定することとする。

なお、公益的機能別施業森林の標準的な区分は次のとおりであり、それぞれの機能の発揮に支障がないように区域を重複させることも可能である。

#### (イ) 面的な広がりにより発揮される機能（水源涵養機能）を重視したもの

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

#### (ロ) 属地的に発揮される機能（山地災害防止機能，土壤保全機能，快適環境形成機能，保健・レクリエーション機能，文化機能，生物多様性保全機能）を重視したもの

a 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能，土壤保全機能を重視したもの。）

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能を重視したもの。）

c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・レクリエーション機能，文化機能，生物多様性保全機能を重視したもの。）

#### ロ 森林施業の方法に関する指針

#### (イ) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、主伐の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

#### (ロ) 土地に関する災害の防止機能及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林，快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林，保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

特に森林の機能の発揮を図ろうとする場合は択伐による複層林施業を行うこととする。そのほかは択伐以外の方法による複層林施業を行うこととするが、適切な伐区の形状・配置等により公益的機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢を伐期とする。）を行うことも可能であり、その際は伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林において、森林の位置及び構成、地域住民の意向等からみて、風致の優れた森林の維持又は造成が必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成することができる。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

イ 区域の設定の基準

森林の自然条件、森林の機能の評価区分及び本書Ⅲ第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を参考にし、森林の構成・森林の有する機能・林道の整備状況・社会的要請等を勘案し、設定することとする。

ロ 森林施業の方法に関する指針

再生可能な資源としての重要性が高まりつつある木材等林産物を、持続的、安定的、かつ効率的に供給する観点から森林整備を推進する。この区域の森林については、地形、土壌等の自然条件や森林構成、木材の需要動向を考慮し、形質の良好な木材を安定的に生産するとともに、森林の健全性を確保し、生産目標に応じた林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等の森林整備を推進する。

具体的には、伐採に当たっては、適切な伐区<sup>\*1</sup>の形状、保護樹帯<sup>\*2</sup>の設置等に配慮するとともに、伐採跡地については、自然的条件や森林を構成している樹種に応じて、人工造林又は天然更新<sup>\*3</sup>を実施する。また、効率的に森林整備を推進するため、施業の集約化や機械化に配慮するとともに、木材等の搬出及び森林の管理に不可欠な林道等の基盤整備を図る。

(3) その他必要な事項

該当なし。

---

\*1 伐区：一団の伐採の区域

\*2 保護樹帯：造林木を寒風害等から保護するため設けられた帯状の森林

\*3 天然更新：天然の力によって次の世代の樹木を発生させる方法で、種子が自然に落下、発芽して成長する場合と、木の切株から発芽して成長する場合がある。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等（林業専用道を含む。以下同じ）の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道<sup>\*1</sup>等の開設及び改良については、本書Ⅲ第2に定める森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、林道網の骨格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道及び林業専用道<sup>\*2</sup>等の計画的な整備を推進するとともに、自然条件や社会的条件がよく、将来に渡り育成単層林として維持する森林を主体に整備させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

区分	路線数	延長
基幹路網	244	492
うち林業専用道	-	-

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

林道等路網の開設については、傾斜等自然条件、事業量のまとまり等地域の特性、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両を想定する「林業専用道」、集材や造林等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道<sup>\*3</sup>」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムに対応したものとする。

その際、次の傾斜区分ごとの路網密度を目安として林道（林業専用道を含む）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	100 以上	35 以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	75 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60 以上	15 以上
	架線系作業システム	15 以上	15 以上
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

※「架線系作業システム」とは、林内に架線したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り下げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

※「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワード等を活用する。

### (3) 路網<sup>\*4</sup>整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的考え方

地域における森林資源が充実しており、量的なまとまりのある伐採・搬出ができる区域とし、基幹路網<sup>\*5</sup>の整備と効率的な森林施業を推進する。

自然条件や森林の資源状況を勘案し、森林施業の集約化による低コストで持続的に木材を生産することができる区域とする。

### (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、路網整備にあたっては、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、宮城県林業専用道作設指針及び宮城県森林作業道作設指針に則り開設することとする。

### (5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

\*1 林道：森林の外に通じ、森林の管理及び林産物の搬出等のために作られた自動車道で、林道規程により設計・施工され、林道台帳により管理されている。

\*2 林業専用道：林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業等に供する自動車道で、10tトラック等に対応した規格・構造となっており、台帳により管理されている。

\*3 森林作業道：森林の中で、林産物の搬出及び資材の運搬等のために作られた簡易な自動車道。地形に沿って繰り返しの使用に耐える丈夫な構造となっている。

\*4 路網：効率的な森林施業を行うため、林道を中心に網の目状に配置された複数の自動車道。

\*5 基幹路網：林道、林業専用道、林内公道による路網。

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施，森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林の整備及び保全を着実に推進するため，森林・林業・木材産業関係者及び関係機関の合意形成を図り，施業の受委託，林業事業者の体質強化及び高性能林業機械の積極的導入を図るとともに，作業路網の整備，木材加工・流通の合理化等の条件整備を総合的に推進するよう努める。

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

#### イ 施業集約化の推進

森林所有者との信頼関係を構築しつつ，施業内容やコストを明示する提案型の施業の普及及び定着を進め，施業集約化を推進する。

#### ロ 森林の施業又は経営の委託の促進

施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受委託などに必要な情報の提供や助言，あつせんや地域協議会の開催による合意形成等により，意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業者への長期の施業又は経営の委託を促進する。

#### ハ 森林施業の共同化の促進

市町村及び森林組合等による啓発活動の促進等を通じて，森林施業を共同して行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに，市町村森林整備計画に即した施業実施協定の締結等を推進する。

### (2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には，森林所有者から市町村が経営管理の委託を受け，林業経営に適した森林については県が公表する意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに，再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を推進する。

森林経営管理制度の円滑な推進を図るため，「宮城県森林経営管理制度推進方針」を定め，市町村支援及び意欲と能力のある林業経営者の育成等を実施することとする。

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### イ 林業事業者の体質強化

森林組合等林業事業者の体質強化を図るため，事業量の安定的確保，広域合併，協業化等による経営基盤の強化等を推進する。

#### ロ 林業就業者の養成・確保

林業就業者の雇用関係の明確化，安定化を図るとともに，社会保険等への加入促進など就労条件の改善，労働安全衛生の確保等に努める。

また，林業就業者に対して段階的・体系的研修により「キャリア形成支援」を行い，間伐や道づくりを効率的に行える現場技能者としての育成に努める。

一方，新規就業の円滑化を図るため，就業希望者等を対象とした技能・技術研修等を実施するなど，「林業労働力確保支援センター<sup>\*1</sup>」を中心として林業関係団体等が密接に連携し，林業への就業の促進を図る。

#### ハ 林業後継者の育成

農林家の後継者等が林業への関心を持ち，林業に就業する環境を整備するとともに，林業研究グループ<sup>\*2</sup>等若手林業後継者の活動を育成・支援し，林業後継者を育成する。

---

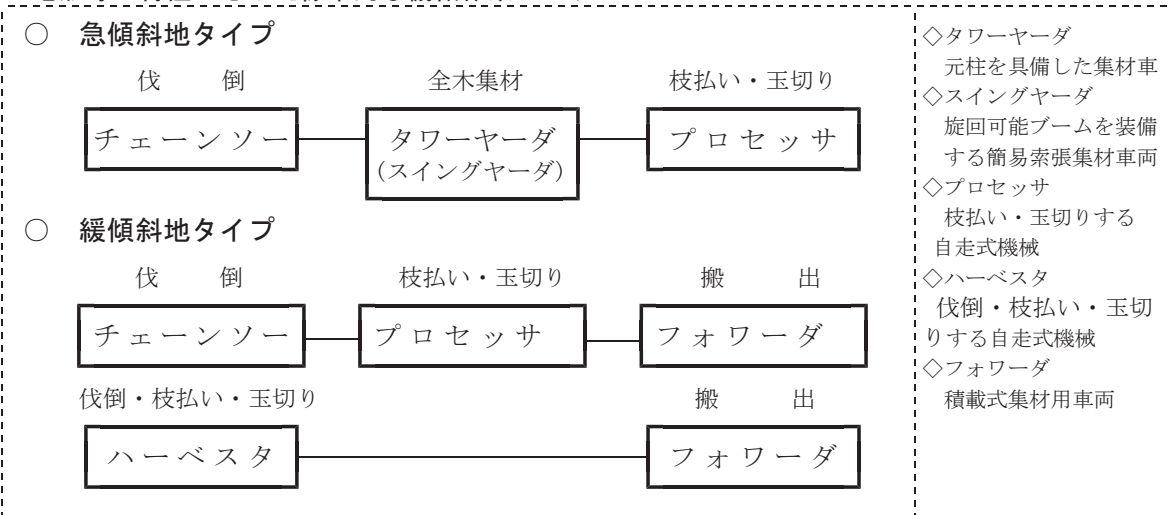
\*1 林業労働力確保支援センター：林業への就業希望者の相談，林業従事者の技能研修の実施など，林業労働力の確保・育成の事業を実施する団体

\*2 林業研究グループ：林業の経営改善や技術の向上のため，地域の林業後継者が中心となって結成された研究グループ

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

素材生産性の向上，労働安全性の向上及び労働強度の軽減を図るため，高性能林業機械の導入を推進する。導入に当たっては，伐採搬出作業等を主体とする森林施業を効果的かつ効率的に実施するため，高性能林業機械を活用した効果的な作業システムの整備，普及及び定着を推進するとともに，現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる機械作業オペレーターの養成及び機械の共同利用化等を推進する。この場合，より効率的な作業が展開できるような路網体系の整備を同時に推進するものとする。

地形等の特性に応じた標準的な機械作業システム



(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

イ 木材の流通・加工体制の整備

森林組合・素材生産業者等の事業者が，流域を単位として計画的な木材生産を推進し，共同出材等により出材ロットの拡大を図るとともに，地域における熱利用及び熱電供給等に向けた関係者等の連携体制の構築など，合板工場をはじめとした大口需要者に対する木材の安定供給体制の整備に努める。

木材の加工については，生産方式の合理化による低コスト化や高付加価値化を推進するとともに，事業の共同化，銘柄化の体制の整備に努める。

ロ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林，また，川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産流通システムの確立等を図るため，「流域森林・林業活性化センター\*」が中心となり，地域材の産地化形成の推進などについて地域の関係者の合意形成に努める。

(6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から，林業及び木材産業の就業機会の創出や生活環境の整備等により，山村地域における定住促進を図るとともに，レクリエーションや環境教育の場としての森林空間の総合的な利用を推進し，都市と山村の交流促進を図ることとする。また，自伐林家や地域住民，NPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を推進する。

\* 流域林業活性化センター：林業・木材産業の振興を図るため，流域ごとに関係者の合意形成の場として，県，市町村，林業団体，木材関連団体などで組織された任意団体。本県では，宮城南部と宮城北部の二つのセンターがある。



## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

水源涵養，土砂流出防備，土砂崩壊防備，水害防備，干害防備，雪崩防止，落石防止及び魚つきの各保安林<sup>\*1</sup>に指定されている森林については，樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意することとし，その地区及び面積等については，別表のとおり定める。

なお，伐採種を定めていない区域の立木の伐採に当たっては，森林の持つ公益的機能の低下を防止するため，極力皆伐を避けるとともに，伐採箇所を小面積とし分散させるよう努める。

#### (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

地形，地質，土壌等から判断して，搬出方法によっては土砂の崩壊などのおそれがあり，搬出方法を特定しなければ林地の保全に支障が生ずる森林については，本計画区において該当しない。

#### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の形質の変更に当たっては，森林の適正な保全と利用の調和に留意するものとする。

なお，地域の水源として依存度の高い森林や良好な自然環境を形成する森林等で，居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林については，他用途への転用は極力避ける。また，土砂流出，土砂崩壊，水害等の防止，地域における水資源の確保及び環境の保全を図るため，その態様等に応じ，土留工等の防災施設及び貯水池等を適正に配置する。

別表 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

(単位 面積: ha)

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市	町 村			
計 画 区 総 数		21,031.44	森林が有する水源涵養，土砂流出防止，土砂崩壊防止等の機能が低下しないように適正な管理及び適切な施業の実施を図ること。	
大 河 原 地 方 振 興 事 務 所 管 内	白 石 市	4,355.55		
	角 田 市	383.14		
	蔵 王 町	809.92		
	七ヶ宿町	4,259.34		
	大河原町	—		
	村 田 町	668.30		
	柴 田 町	188.92		
	川 崎 町	2,460.27		
	丸 森 町	2,660.69		
	計	15,786.13		
仙 台 地 方 振 興 事 務 所 管 内	仙 台 市	4,100.47		
	青葉区	1,647.55		
	宮城野区	207.15		
	若林区	67.30		
	太白区	392.63		
	泉区	1,785.84		
	塩 竈 市	—		
	名 取 市	107.21		
	多 賀 城 市	—		
	岩 沼 市	186.95		
	亘 理 町	135.60		
	山 元 町	228.73		
	松 島 町	9.61		
	七ヶ浜町	5.33		
利 府 町	471.41			
計	5,245.31			

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

水源の涵養<sup>かん</sup>、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため、保安林<sup>\*1</sup>を計画的に配備するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を図る。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

水源の涵養<sup>かん</sup>、災害の防備、保健・風致の保存等の機能を発揮させるため保安施設事業<sup>\*2</sup>を行う必要がある場合、保安施設地区<sup>\*3</sup>を指定する。

### (3) 治山事業<sup>\*4</sup>の実施に関する方針

近年頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方にたち、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るとともに、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、計画的に治山施設を整備するとともに、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用に努めるものとする。また、流木対策としては流木捕捉式治山ダムの設置や根系の発達を促す間伐等の森林整備、流路部の立木伐採に取り組むこととする。

なお、東北地方太平洋沖地震に伴う津波により甚大な被害を受けた海岸防災林の整備に当たっては、防潮工、植栽工等について津波に対する被害の軽減効果等を考慮しつつ実施することとする。

### (4) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林<sup>\*5</sup>については、本書Ⅲの第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項、同書Ⅲの第3の1に定める森林の立木竹の伐採に関する事項、Ⅲの第3の2に定める造林に関する事項、同書Ⅲの第3の3に定める間伐及び保育に関する事項に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林<sup>\*6</sup>とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとする。

---

\*1 保安林：水源の涵養、土砂の流出その他災害の防備、レクリエーションの場の提供など公共の目的を達成するため、立木の伐採や土地の形質の変更などに一定の制限が課せられた森林

\*2 保安施設事業：保安林の指定された目的が達成されるよう行われる、山地治山、防災林造成、保安林整備等の事業の総称。

\*3 保安施設地区：保安施設事業を行う必要がある場合、事業地及び周辺森林等を指定した地区であり、一定期間経過後保安林に転換される。

\*4 治山事業：「保安施設事業」と「地すべり防止工事に関する事業」の総称。

\*5 特定保安林：機能が低位で、全国森林計画で定める要件すべてを満たすとして農林水産大臣に指定された保安林

\*6 要整備森林：特定保安林の区域内で、林木の生育の状況等からみて機能の発揮が低位な状態で、気象、土壌等の自然条件、林道等整備状況、指定施業要件の内容、当該地域の林業技術水準からみて森林所有者等に施業を実施させることが相当、かつ、施業実施により早期に機能の回復・増進が図られるもの。

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

伐採後の適確な更新及び造林木の着実な育成を確保し、森林の有する公益的機能の維持を図るため、鳥獣害がある森林又は鳥獣害発生のおそれがある森林に、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設けるとともに、区域内における鳥獣害防止対策を推進するものとする。

#### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

##### イ 区域の設定の基準

鳥獣害防止森林区域については、ニホンジカを対象鳥獣とし、市町村森林整備計画において設定されるが、区域の設定に当たっては、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、「森林生態系多様性基礎調査」の結果を基本とし、「宮城県ニホンジカ管理計画」、研究論文等の文献、市町村における森林被害又は生息状況に関する情報等を勘案し、設定することとする。

##### ロ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

鳥獣害防止森林区域における森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、ニホンジカによる森林被害や生息状況等の地域の実情に応じて、防護柵の設置や森林モニタリングの実施等の植栽木の保護措置又は銃器やわなを用いた捕獲等による鳥獣害の防止の方法を選定し、適切な鳥獣害防止対策を推進するものとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図るものとする。

#### (2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針広混交林造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備を図るとともに、日常の管理を通じて森林の保護等の充実に努めることとする。

#### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

松くい虫被害については、感染源の早期駆除や樹種転換を進めるなど、被害まん延防止策の徹底を図ることとし、地域による防除の重点化や被害程度に応じた対策を推進する。

また、ナラ枯れ被害対策については、監視体制の強化や被害木の早期駆除を進めるなど、被害の拡大防止に努める。

#### (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域外におけるニホンジカによる森林被害については、鳥獣保護管理施策や鳥獣被害対策等と連携を図りつつ、森林被害のモニタリングや被害対策等の取組を進めるとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図ることとする。

#### (3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、山火事パトロール等を適時適切に実施するとともに、防火線及び防火樹帯等の整備、標識等の設置及び地域住民への普及啓発を図る。

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項等に従うものとする。

## 第5 保健機能森林の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」第5条に規定する保健機能森林の区域等は、次の基準により「市町村森林整備計画」において定める。

### 1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の区域は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、森林レクリエーションの場として活用され、今後、森林保健施設整備が行われる見込みのある森林について定める。

### 2 その他保健機能森林の整備に関する事項

#### (1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養<sup>かん</sup>、山地災害防止等の機能の低下を防止するため、広葉樹の植栽や複層林施業を積極的に実施する。また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に実施する。

#### (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設は、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮するとともに、地域の実状、利用者の意向等を踏まえて整備する。

施設の総量規制及び技術的基準は「森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則（平成2年4月27日農林水産省令第18号）」によることとする。また、施設に係る建築物の高さは、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高）未満とし、期待平均樹高は市町村森林整備計画において定める。

## 第6 計画量等

### 1 伐採立木材積

(単位 材積：千m<sup>3</sup>)

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,648	2,261	387	1,590	1,203	387	1,058	1,058	-
前半5か年の計画量	1,456	1,257	199	831	632	199	625	625	-

### 2 間伐面積

(単位 面積：ha)

区 分	間伐面積
総 数	17,400
前半5か年の計画量	10,300

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積：ha)

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	5,069	2,284
前半5か年の計画量	2,625	1,177

#### 4 林道の開設又は拡張に関する計画

##### (1) 林道の開設

(単位 延長：km, 面積：ha)

事務所	市町村	種類	区分	番号	路線名 及び路線数	延長	利用区域面積	前半5か年の計 画箇所	備考
計画区総数		自動車道			48 路線	113.3	9,548		
大河 原 地 方 振 興 事 務 所 管 内	白石市	自動車道		1	雨塚山線	23.9	1,920		
		〃		2	砂押山線	1.5	125		
		〃		3	塩ノ倉線	2.5	360		
		〃		4	毛無山線	1.0	105		
		計				4 路線	28.9	2,510	
	蔵王町	自動車道		1	谷山・四方峠線	0.7	30		
		〃		2	小野入線	1.7	120		
		計				2 路線	2.4	150	
	七ヶ宿町	自動車道		1	茂庭道線	8.9	1,100		
		〃		2	水上線	0.5	41		
		計				2 路線	9.4	1,141	
	村田町	自動車道		1	谷山・四方峠線	7.8	1,052		
		〃		2	二流線	2.2	121		
		〃		3	鶉沢線	0.8	112		
		〃		4	沢戸線	0.8	60		
		計				4 路線	11.6	1,345	
	柴田町	自動車道		1	葉坂・村田線	0.9	22		
		〃		2	猪倉線	2.0	60		
		〃		3	東山線	0.1	46		
		〃		4	真音線	0.8	26		
		〃		5	羽山線	1.5	41		
		〃		6	丸山線	0.6	24		
		〃		7	上川名線	0.5	21		
		〃		8	二五田線	0.4	35		
	計				8 路線	6.8	275		
	川崎町	自動車道		1	谷山・四方峠線	1.1	276		
		〃		2	安達線	4.0	1,100		
		〃		3	末沢線	1.6	50		
		〃		4	湯沢先線	1.7	169		
		〃		5	小屋沢線	1.0	70		
		〃		6	鷹の巣線	0.8	50		
		〃		7	火ノ塚線	3.4	125		
計					7 路線	13.6	1,840		
丸森町	自動車道		1	黒松線	0.5	98			
	〃		2	梅木平線	2.0	52			
	〃		3	大山線	1.5	187			
	〃		4	明光沢線	1.4	70			
	〃		5	明光沢2号線	1.7	77			
	計				5 路線	7.1	484		
合計	自動車道				32 路線	79.8	7,745		

(単位 延長：km, 面積：ha)

事務所	市町村	種類	区分	番号	路線名 及び路線数	延長	利用区域面積	前半5か年の計 画箇所	備考
仙 台 地 方 振 興 事 務 所 管 内	仙 台 市	自動車道		1	亀ヶ森線	3.2	141		(太白区)
		〃		2	青下線	4.0	374		(青葉区)
		〃		3	菅の崎線	3.2	142		(泉区)
		〃		4	愛宕山線	4.5	283		(太白区)
		〃		5	中身山線	1.6	84		( 〃 )
		〃		6	七ツ森湖～泉ヶ岳線	4.0	282	○	(泉区)
		計		6 路線		20.5	1,306		
	名 取 市	自動車道		1	舘山那智ヶ丘線	0.6	11		
		〃		2	赤原線	1.4	36		
		計		2 路線		2.0	47		
	岩 沼 市	自動車道		1	西大森線	2.2	112		
		〃		2	一の坂線	1.6	73		
		〃		3	其木原線	1.8	42		
		計		3 路線		5.6	227		
	亘 理 町	自動車道		1	中沢線	1.0	29		
		計		1 路線		1.0	29		
	山 元 町	自動車道		1	真庭線	0.7	31		
		〃		2	山寺南線	0.5	27		
		〃		3	上鷲足線	1.6	54		
		〃		4	山寺線	1.6	82		
計			4 路線		4.4	194			
合 計	自動車道		16 路線		33.5	1,803			



## (2) 林道の拡張

(単位 延長：km, 面積：ha)

事務所	市町村	種類	区分	番号	路線名 及び路線数	改良 箇所数	舗装 延長	利用区域面積	前半5か年の計 画箇所	備考
	計画区総数	自動車道			50 路線	60	90.1	12,979		
大河原地方振興事務所管内	白石市	自動車道		1	種 の 塚 線	3	2.8	116		法面・排水
		"		2	新 町 線	2	2.0	312		"
		"		3	入 山 線	5	1.0	1,145		"
		"		4	三 沢 線	4	6.0	42		排水
		"		5	小 奥 線	2	1.5	35		"
		"		6	大 清 水 線	3	2.4	117		"
		計				6 路線	19	15.7	1,767	
	蔵王町	自動車道		1	青 麻 山 線	-	12.9	1,365		
		"		2	東 根 ・ 塩 沢 線	-	1.9	35		
		"		3	横 柴 支 線	-	2.2	82		
		計			3 路線	-	17.0	1,482		
	七ヶ宿町	自動車道		1	若 林 線	3	-	529		法面
		"		2	愛 宕 山 線	-	1.0	84		
		"		3	大 谷 地 線	-	0.6	247		
		"		4	白 水 沢 線	1	-	36		橋梁補修
		計			4 路線	4	1.6	896		
	村田町	自動車道		1	カ ケ ス ト ヤ 支 線	1	-	171		幅員拡張
		"		2	真 音 線	1	-	78		"
		計			2 路線	2	-	249		
	柴田町	自動車道		1	東 山 線	-	1.9	46		
		"		2	雨 乞 線	1	4.0	138		法面・排水
		"		3	二 五 田 線	1	0.9	35		幅員拡張
		計			3 路線	2	6.8	219		
	川崎町	自動車道		1	北 沢 線	3	6.5	593		法面・排水
		"		2	砂 見 沢 線	6	0.5	245		"
		計			2 路線	9	7.0	838		
	丸森町	自動車道		1	鷺 の 平 線	1	-	530	○	幅員拡張
		"		2	大 山 線	1	-	143		"
		"		3	北 山 線	1	-	274		"
		"		4	源 太 郎 線	-	2.3	56		
		"		5	後 川 平 線	-	2.4	104		
		"		6	市 子 沢 線	-	1.8	47		
		"		7	大 谷 地 線	-	2.2	79		
		"		8	川 平 線	1	-	86	○	幅員拡張
		"		9	小 塚 線	-	3.5	237		
		"		10	北 沢 2 号 線	-	0.5	46		
"			11	大 高 丸 線	1	-	37		幅員拡張	
"			12	ツ ボ ケ 線	1	-	151		"	
"			13	北 沢 線	1	-	103		"	
"			14	綱 谷 線	1	-	75		"	
"			15	東 山 線	1	-	357		"	
計					16 路線	9	14.3	2,359		
合計	自動車道				36 路線	45	62.4	7,810		

(単位 延長：km, 面積：ha)

仙台地方振興事務所管内	仙台市	自動車道	1	二口線	2	10.0	2,734	○	局部・法面・橋梁
		〃	2	熊沢線	2	5.7	785	○	橋梁補修
		〃	3	太刀切定義線	1	4.4	321	○	〃
		〃	4	鎧掛線	1	-	352	○	橋梁
		〃	5	中崎線	1	0.0	307	○	橋梁補修
		〃	6	八ツ森線	1	0.0	37	○	〃
		〃	7	芦見2号線	1	-	48	○	〃
		〃	8	田子線	1	0.0	99		〃
		計		8路線		10	20.1	4,683	
	名取市	自動車道	1	樽水線	1	2.5	58	○	橋梁
		計		1路線		1	2.5	58	
	岩沼市	自動車道	1	田中線	1	1.2	151		幅員・橋梁
		〃	2	大師1号線	1	1.4	57		局部
		〃	3	大師2号線	1	0.9	121		〃
		計		3路線		3	3.5	329	
	亘理町	自動車道	1	一ノ坂線	-	1.6	85	○	舗装
		計		1路線		-	1.6	85	
	利府町	自動車道	1	内の目線	1	-	14	○	橋梁補修
		計		1路線		1	-	14	
	合計	自動車道		14路線		15	27.7	5,169	

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

イ 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位 面積：ha)

保安林の種類		面 積	うち前半5年分	備 考
計画区総数 (実数)		21,745	21,595	
内 訳	水源涵養のための保安林	17,908	17,795	
	災害防備のための保安林	3,450	3,413	
	保健, 風致の保存等のための保安林	1,468	1,468	

(注) 2以上の目的を達成するために指定された保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計と一致しない。

ロ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(単位 面積：ha)

指定 解除 別	種 類	森林の所在		面 積	うち前半5年分	指定又は解除 を必要とする 理 由	備考
		市 町 村	区 域				
指 定	計 画 区 総 数 (指 定)			300	150		
	水源かん養 保安林	白 石 市		82	22	水源の涵養	
		角 田 市		4	1		
		蔵 王 町		8	2		
		七ヶ宿 町		66	7		
		村 田 町		5	3		
		川 崎 町		41	7		
		丸 森 町		45	7		
		大河原地方振興事務所管内 計		251	49		
		仙 台 市		49	12		
		青 葉 区		16	2		
		太 白 区		4	1		
		泉 区		29	9		
		仙台地方振興事務所管内 計		49	12		
	合 計			174	61		
	土砂流出防備 保安林	白 石 市		25	17	土砂の流出の 防備	
		川 崎 町		5	3		
		丸 森 町		40	34		
		大河原地方振興事務所管内 計		70	54		
		仙 台 市		5	0		
		青 葉 区		3	0		
		太 白 区		2	0		
		名 取 市		2	1		
		亶 理 町		1	0		
		山 元 町		1	0		
		利 府 町		1	0		
	仙台地方振興事務所管内 計		10	1			
	合 計			80	55		
	土砂崩壊防備 保安林	丸 森 町		1	0	土砂の崩壊の 防備	
		大河原地方振興事務所管内 計		1	0		
		利 府 町		1	1		
		仙台地方振興事務所管内 計		1	1		
合 計			2	1			
飛砂防備 保安林	岩 沼 市		2	0	飛砂の防備		
	亶 理 町		3	0			
	山 元 町		5	5			
	仙台地方振興事務所管内 計		10	5			
合 計			10	5			
潮害防備 保安林	仙 台 市		2	0	潮害の防備		
	若 林 区		2	0			
	名 取 市		1	0			
	岩 沼 市		1	0			
	山 元 町		24	24			
	七ヶ浜 町		2	2			
仙台地方振興事務所管内 計		32	26				
合 計			32	26			
干害防備 保安林	丸 森 町		1	1	干害の防備		
	大河原地方振興事務所管内 計		1	1			
	仙 台 市		1	1			
	泉 区		1	1			
	仙台地方振興事務所管内 計		1	1			
合 計			2	2			

(単位 面積 : ha)

指定 解除 別	種 類	森林の所在		面 積	うち前半5年分	指定又は解除 を必要とする 理 由	備考	
		市 町 村	区 域					
解 除	計 画 区 総 数 (解 除)			0.90	0.90	指定理由の消滅		
	土砂流出防備 保安林	川 崎 町		0.34	0.34			
		大河原地方振興事務所管内 計		0.34	0.34			
		合 計		0.34	0.34			
	保 健 保安林	仙 台 市	泉 区		0.02			0.02
			利 府 町		0.05			0.05
		仙台地方振興事務所管内 計		0.07	0.07			
		合 計		0.07	0.07			
	風 致 保安林	岩 沼 市		0.03	0.03			
		塩 竈 市		0.43	0.43			
		松 島 町		0.03	0.03			
		仙台地方振興事務所管内 計		0.49	0.49			
	合 計			0.49	0.49			

## ハ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(単位 面積 : ha)

種 類	指 定 施 業 要 件 の 整 備 区 分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植 栽 の 変更面積
水 源 かん 養 保 安 林			3,744	3,655	3,667
土 砂 流 出 防 備 保 安 林			328	289	258
土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林			3	26	0
防 風 保 安 林				5	
潮 害 防 備 保 安 林				17	
干 害 防 備 保 安 林			60	39	30
風 致 保 安 林				395	

## (2) 保安施設として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

・該当なし

## (3) 実施すべき治山事業の数量

(単位 地区)

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主な工種	備 考
市 町 村	区 域		うち前半5年分		
計 画 区 総 数		142	55		
大河原地方 振興事務所管内	白 石 市	小原 外	22	2	山腹工 外
	角 田 市	島田 外	6	0	森林整備
	蔵 王 町	円田 外	7	3	森林整備
	七ヶ宿町	茂庭道 外	9	1	森林整備
	村 田 町	菅生 外	7	0	森林整備
	柴 田 町	入間田 外	7	0	森林整備
	川 崎 町	今宿 外	12	3	溪間工 外
	丸 森 町	大内 外	41	22	溪間工 外
	計		111	31	
仙台地方 振興事務所管内	仙 台 市		11	7	
	青葉区	五ツ森 外	4	2	溪間工 外
	宮城野区	北官林 外	1	1	森林整備
	若林区	南官林 外	1	1	森林整備
	太白区	鷹の巣西 外	3	1	溪間工 外
	泉区	ヒザ川 外	2	2	溪間工 外
	塩 竈 市	桂島	1	0	山腹工
	名 取 市	北釜 外	2	1	溪間工 外
	岩 沼 市	南堤沢 外	3	3	溪間工 外
	亘 理 町	蛭塚 外	3	3	森林整備
	山 元 町	坂元 外	5	5	森林整備 外
	松 島 町	幡谷	1	0	山腹工
	七ヶ浜町	菖蒲田浜 外	4	4	森林整備
	利 府 町	菅野沢	1	1	溪間工
	計		31	24	

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし

## 第7 その他必要な事項

### 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

#### イ 保安林

##### (イ) 水源かん養保安林

施業方法	
伐採方法	その他
<p>◎ 主伐</p> <p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあるお認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。</p> <p>3 伐採できる立木の林齢は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ただし、指定施業要件により特例を設けたものについては、この限りでない。</p>	<p>◎ 主伐</p> <p>1 皆伐による場合</p> <p>(1) 伐採年度において皆伐による伐採をすることができる面積 同一の単位とする保安林の区域面積を、更新期待樹種の標準伐期齢で除した面積とする。 ただし、前伐採年度の当該地域の伐採につき許可された面積が前記の面積に達しない場合には、その達するまでの面積を加えて得た面積とする。</p> <p>(2) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる、1箇所当たりの面積の限度 20ha以下とする。</p> <p>2 択伐による場合</p> <p>伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えた時の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。</p> <p>植栽義務が定められている森林について伐採することができる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えた時の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の4を超えるときは、10分の4とする。）を乗じた材積とする。</p> <p>ただし、指定後最初に行う択伐の択伐率は、指定施業要件を定める者が必要に応じて定める係数を、10分の3（植栽義務が定められている森林については10分の4）に乘じて算出する。</p>
<p>◎ 間伐</p> <p>間伐できる箇所は、主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、原則として省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として伐採を禁止する。</p>	<p>◎ 間伐</p> <p>伐採年度ごとに間伐をすることができる立木の材積は当該年度の初日における森林の立木の材積の10分の2又は10分の3.5を超えず、かつ、伐採後おおむね5年後において樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内の材積とする。</p>
	<p>◎ 植栽</p> <p>1 方法 満1年以上の苗を、おおむね1ha当たり省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期間 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 樹種 保安林機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として、指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽する。</p>



(ロ) 土砂流出防備保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 保安施設事業の施行地の森林で、地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐</p> <p>4 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>1 皆伐による場合</p> <p>(1) 伐採年度において皆伐による伐採をすることができる面積 水源かん養保安林と同様</p> <p>(2) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる、1箇所当たりの面積 10ha以下とする。</p> <p>2 択伐による場合 水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(ハ) 土砂崩壊防備保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 保安施設事業の施行地の森林で、地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐</p> <p>3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(ニ) 飛砂防備保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 その地表が、比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐</p> <p>4 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>土砂流出防備保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(ホ) 防風保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。）にあつては、禁伐）</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>1 皆伐による場合</p> <p>(1)、(2)は水源かん養保安林と同様</p> <p>(3) 原則としてその保安林のうち、その立木の全部又は相当部分が おおむね標準伐期齢以上である部分が、幅20メートル以上にわたり 帯状に残存することとなるようにするもの。</p> <p>2 択伐による場合 水源かん養保安林と同様</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

## (A) 水害防備保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐 3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様  ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様  ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様

## (B) 潮害防備保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 水害防備保安林と同様  ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様  ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様

## (F) 干害防備保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。 3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様  ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 土砂流出防備保安林と同様  ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様

## (I) なだれ防止保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐 2 その他の森林にあつては、禁伐 3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様  ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様  ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様

## (K) 落石防止保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 なだれ防止保安林と同様  ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様  ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様

## (L) 防火保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 禁伐	

(7) 魚つき保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 魚つきの目的に係る海岸、湖沼等に面しない森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐 4 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様  ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 水源かん養保安林と同様         ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様

(7) 航行目標保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐 3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様  ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様         ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様

(カ) 保健保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐 4 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様  ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 土砂流出防備保安林と同様         ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様

(3) 風致保安林

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 1 風致の保存のため、特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐 3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様  ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様         ◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様

□ 保安施設地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
◎ 主 伐 1 立木を伐採しても保安施設地区の指定目的の達成に支障がないと認められる場合には、択伐又は伐採種を定めない。 2 その他の森林にあっては、禁伐	◎ 主 伐 土砂流出防備保安林と同様

ハ 砂防指定地

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
砂防指定地等管理条例（平成 15 年宮城県規則第 42 号）第 5 条による。	

二 国立公園

(イ) 特別保護地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
特別保護地区においては禁伐とする。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

(ロ) 第一種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第一種特別地域における森林施業については、以下の各号に定める要件に該当しないものは、伐採できない。 1 単木択伐法によるものであること。 2 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、当該区分の現在蓄積の 10 パーセント以内にあること。 3 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢に 10 年を加えたもの以上であること。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

(ハ) 第二種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第二種特別地域における森林施業については、以下に掲げる伐採方法の区別に従い、以下の各号に定める要件に該当しないものは伐採できない。 1 択伐法 ア 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあっては当該区分の現在蓄積の 30%以下、薪炭林にあっては当該区分の現在蓄積の 60%以下であること。 イ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 ウ 公園計画に基づき、車道、歩道、集団施設地区、単独施設の周辺においては、単木択伐法によるものであること。 2 皆伐法 ア 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 イ 1 伐区の面積が 2 ha 以内であること。ただし、粗密度 3 より多く保存木を残すもの又は、伐区が車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合はこの限りでない。 ウ 当該伐区が皆伐法による伐採が行われた後、更新して 5 年を経過していない伐区に隣接していないこと。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。  第二種特別地域の施業については、原則として択伐法によることとし、皆伐法をとることができるのは、当該行為が風致の維持上支障のない場合に限る。

(ニ) 第三種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第三種特別地域における森林施業については、特に伐採要件は定めない。	全般的な風致の維持を考慮して、施業を実施する。

ホ 国定公園

(イ) 特別保護地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
特別保護地区においては禁伐とする。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

(ロ) 第一種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第一種特別地域における森林施業については、以下の各号に定める要件に該当しないものは、伐採できない。 1 単木択伐法によるものであること。 2 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、当該区分の現在蓄積の10パーセント以内にあること。 3 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

(ハ) 第二種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第二種特別地域における森林施業については、以下に掲げる伐採方法の区別に従い、以下の各号に定める要件に該当しないものは伐採できない。 1 択伐法 ア 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。 イ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 ウ 公園計画に基づく、車道、歩道、集団施設地区、単独施設の周辺においては、単木択伐法によるものであること。 2 皆伐法 ア 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 イ 1 伐区面積が2ha以内であること。ただし、粗密度3より多く保存木を残すもの又は、伐区が車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合はこの限りでない。 ウ 当該伐区が皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。  第二種特別地域の施業については、原則として択伐法によることとし、皆伐法をとることができるのは、当該行為が風致の維持上支障のない場合に限る。

(ニ) 第三種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第三種特別地域における森林施業については、特に伐採要件は定めない。	全般的な風致の維持を考慮して、施業を実施する。

ヘ 県立自然公園

(イ) 第一種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第一種特別地域における森林施業については、以下の各号に定める要件に該当しないものは、伐採できない。 1 単木択伐法によるものであること。 2 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、当該区分の現在蓄積の10パーセント以内にあること。 3 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。

(ロ) 第二種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第二種特別地域における森林施業については、以下に掲げる伐採方法の区別に従い、以下の各号に定める要件に該当しないものは伐採できない。 1 択伐法 ア 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。 イ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 ウ 公園計画に基づく、車道、歩道、集団施設地区、単独施設の周辺においては、単木択伐法によるものであること。 2 皆伐法 ア 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 イ 1伐区の面積が2ha以内であること。ただし、粗密度3より多く保存木を残すもの又は、伐区が車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合はこの限りでない。 ウ 当該伐区が皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。	ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるものはこの限りでない。  第二種特別地域の施業については、原則として択伐法によることとし、皆伐法をとることができるのは、当該行為が風致の維持上支障のない場合に限る。

(ハ) 第三種特別地域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
第三種特別地域における森林施業については、特に伐採要件は定めない。	一般的な風致の維持を考慮して、施業を実施する。

ト 県自然環境保全地域特別地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）第18条による。	

チ 鳥獣保護区特別保護地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
木竹の伐採は、下記の場合を除き、大臣又は知事の許可を要する。  (許可不要の場合) ・単木択伐 ・木竹の本数において20%以下の間伐 ・保育のための下刈り若しくは除伐	

リ 都市計画区域風致地区

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年宮城県条例第15号）第2条による。	

ヌ 史跡名勝天然記念物

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
文化財保護法第125条及び文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第36条による。	

ル 急傾斜地崩壊危険区域

施 業 方 法	
伐 採 方 法	そ の 他
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号） 第 7 条による。	